

◆第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関するよくある質問と回答

質問項目		回答
1 総論		
①	第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について教えてほしい	協力金に関するお問い合わせについては、「協力金コールセンター」までお願いします。京都府のホームページにも順次、詳細内容を掲載する予定です。 協力金コールセンター 電話：075-365-7780 (月～土 9:30～17:30 (日・祝は休み))
②	複数の店舗を営んでいる場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか。	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象になります。 なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうか審査させていただいた上で支給を決定します。支給要件や提出書類の詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。
③	前回の要請期間(12/21～1/11)から引き続き、時短対応を行う場合、1/12から時短対応しなければ、協力金の支給対象にならないのか。	感染拡大防止のため1/12から時短の取組をお願いします。 準備の都合上、特別な事情があり、1/12から時短に取り組むことが困難な場合であっても、遅くとも1/13(水)0:00から時短対応を行っていただくことが必要です。
④	前回の要請(12/21～1/11)に応じて時短を行っていなかったが、今回の要請(1/12～1/13)から時短対応を行う場合、1/12から時短対応しなければ、協力金の支給対象にならないのか。	
2 支給要件に関すること		
①	「中小企業」とは、どのような企業を指すのか。	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社のいずれかのうち、次のどちらかの条件を満たすものを「中小企業」とします。詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。 ① 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ② 常時使用する従業員の数が50人以下
②	親会社が大企業である中小企業が営む飲食店は対象になるのか。	次のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は対象外とします。詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。 ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している中小企業 ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が有している中小企業 ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
③	遅くとも1月13日(水)までに時短営業に取り組まなければ協力金の対象にはならないとは、具体的に何日の何時のことか。	1月13日(水)の0時です。したがって、1月12日(火)夜の営業は24時までに閉店していただく必要があります。
④	時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	元々、21時以降も営業されている酒類を提供する飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただいた上で支給を決定します。
⑤	もともと平日は21時に閉店、土日は22時に閉店していた酒類を提供する飲食店の場合、土日の営業を21時までに短縮すれば、協力金の対象となるのか。	酒類を提供する飲食店が、もともと22時に閉店していた土日の営業を21時までに短縮し、期間を通して21時までに閉店すれば協力金の支給対象になります。この場合、協力金の算定対象は時短をされた土日になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただいた上で支給を決定します。
①	以前は21時以降も営業していたが、コロナの影響により最近では21時に閉店していた場合は、対象にならないのか。	酒類を提供する飲食店等が、コロナの影響以前に21時以降まで営業されており、コロナの影響以後に21時までに時短された場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
②	コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、支援給付金の対象になるのか。	令和2年11月から令和3年1月の間に全く営業した実績がない場合は、対象となりません。
4 申請方法等に関すること		
①	今回の要請(1/12～1/13)の協力金の申請は、前回の要請(12/21～1/11)の協力金とは別に申請する必要があるのか。	そのとおりです。 前回に申請された場合でも、今回分を改めて申請してください。
②	前回申請した場合、今回の申請では提出資料を省略することはできるのか。	直近の状況を確認する必要があるため、前回と同様の資料の提出をお願いします。
③	前回と今回の協力金を申請した場合、2回に分けて支給されるのか。それとも、まとめて支給されるのか。	前回と今回のそれぞれの審査が完了次第、それぞれに支給します。

質問項目		回答
④	「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか？	コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。
⑤	不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	21時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
⑥	協力金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、直近の月締め帳簿や時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）など、「申請に必要な書類」を整えておいていただきますようお願いします。
5 提出書類に関すること		
①	要請以前は、通常21時以降も営業していたことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	要請以前の営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表の写し等をご提出ください。
②	要請期間中に、時短営業に取り組んだことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	お客様へ営業時間変更のお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの案内のコピー等 ※できる限り時短の期間と閉店時間がわかるようにお願いします。
③	酒類を提供していたことの証拠書類として、店名の記載がないメニューや納品書でも構いませんか。	申請される店舗のものであることが分かるメニューの写真や酒類の納品書、伝票、請求書の写し等、それぞれのお店の営業実態に合わせて酒類を提供されていることが分かる資料をご提出ください。
6 業種別ガイドラインやステッカーに関すること		
①	「業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること」とは具体的にどのようなことか。	次のいずれかのガイドライン等に沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。 (1) 各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2) 京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3) より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
②	「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていることは必要ですか。	感染拡大予防ガイドライン等に沿って、感染防止の取組を行うことが要件であり、感染拡大予防対策をしていただいているステッカー交付事業所（店舗等）を協力金の要件としています。ただ、ステッカーの交付を受けていなくても、次のいずれかのガイドラインに沿った対策をしていただいていることが確認出来れば構いません。 (1) 各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2) 京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3) より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
③	「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。	まず、業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていただいた上で、WEB申請か窓口申請していただく必要があります。 https://www.kyotokaigi.com/ (1) WEB申請 ※申請後にメールにてステッカー画像が送付されます (2) 窓口申請 ※事前にステッカーの在庫有無や受付時間等をご確認ください
④	業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもちて証明するのか。	誓約書において、感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。
7 その他		
①	協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、再出発補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。	他の助成金等の受給を受けていても、協力金の申請は可能です。